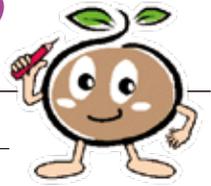


「2025年農林業センサス」が実施されます

～農林業の現在を知る大規模調査～



農林業センサスマスコットキャラクター「つっちー」

◆ **農業センサスとは**

“農林業の国勢調査”といわれ、日本の農林業について農林産物の生産状況や、就業者の人数などの実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに実施する大事な調査です。

◆ **調査の期間**

農林業センサスのうち、農林業経営体調査は、令和6年12月中旬から令和7年2月末ごろまで実施されています。

◆ **調査の方法**

調査対象となる農林業関係者へは、知事が任命した統計調査員が電話や訪問などにより調査のお願いに伺います。回答方法は、調査票での紙回答の

ほか、インターネットを活用したオンラインでの回答も可能です。

◆ **協力をお願い**

調査結果は、農林業の現状を把握し、政策を企画・立案するための指標として役立てられます。

明るい農林業・農山村を次世代へつないでいくためには、みなさま一人ひとりのご協力が必要です。

調査へのご協力をよろしくお願い致します。

2025年農林業センサス
キャンペーンサイト
[農林水産省]



沖縄県
ホームページ



問い合わせ 統計課 電話：098-866-2050 FAX：098-866-2056

令和7年(2025年)4月から 建築物に関するルールが大きく変わります！



◆ **建物を建てる場合には、省エネ基準への適合が必要です！**

建物を建てる場合には、原則、全ての建物に省エネ基準への適合が義務付けられます。これにより、建物を建てる前に省エネ基準への適合性判定を受ける手続きが新たに必要となります。(一部、例外規定あり)

※省エネ基準とは、省エネ性能の確保に必要な建築物の構造及び設備に関する基準のこと。

◆ **令和7年4月1日以降に工事を始める建物が対象です。**

省エネ基準適合義務は、4月1日からスタートします。この日以降、工事に着手する建物が対象となります。3月中は、申請で混み合うことが予想されますので、余裕をもって手続きを行ってください。

◆ **建築士サポートセンター**

今回の法改正に伴い、円滑に申請手続きを行うための「建築士サポートセンター」を1月までに設置します。建築士の方々を対象としたサポート制度となっています。

詳しくは、最寄りの県土木事務所建築班または県建築指導課にお問い合わせください。

法改正に関する資料
ライブラリー
[国土交通省]



問い合わせ 建築指導課 電話：098-866-2413 FAX：098-866-3557



募集

公立学校臨任教職員・非常勤講師

令和7年度の登録はこちらから▶

